

官民競争入札等監理委員会
第149回議事録

内閣府公共サービス改革推進室

第149回 官民競争入札等監理委員会議事次第

日 時：平成27年2月4日（水）16:00～17:08

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開 会

2. 実施要項（案）について

- 全国消費生活情報ネットワーク・システム（PIO-NET）運用支援業務
- 国有林の間伐等事業

3. 空港土木施設維持修繕工事（徳島空港）における契約解除後の措置（案）について

4. 「公共サービス改革基本方針」見直しに係る意見募集への対応について

5. 国民年金保険料収納事業の契約変更（案）について【非公開】

6. 終了プロセスへの移行状況等について【非公開】

7. 閉 会

○樫谷委員長 定刻となりましたので、第149回官民競争入札等監理委員会を始めたいと思います。

本日は、内閣府から松山事務次官に御出席いただいておりますので、御挨拶いただきたいと思ひます。

松山事務次官、よろしくお願ひいたします。

○松山事務次官 監理委員会の皆様には、大分久しぶりにお目にかかることになりまして、日ごろ失礼をいたしてございまして、申しわけございませぬ。

本日は、樫谷委員長をはじめ、委員の皆様方におかれましては、公共サービス改革の推進のために多大なる御尽力をいただいておりますことを、まづもって御礼を申し上げたいと思ひます。

申し上げるまでもないことですが、公共サービス改革法が平成18年に施行されて9年でございます。

この間、委員の皆様におかれましては、専門分野の御知見、御経験と国民の目線で、300を超える対象事業の選定、それぞれについての入札の実施要項の作成、また、事業の実施評価ということで、大変骨の折れる難いお仕事を御尽力いただいておりますことに、深く感謝を申し上げます。

その成果ということで、公共サービス改革は大きく前進してきていると考えております。

また、近年では、窓口業務の民間委託ですとか、公金の債権回収、地域の公共サービス改革についても大きな課題になってございまして、それについても非常に貴重な御提言を賜っていると考えております。

安倍内閣でございますけれども、ことしは夏までに地方再生と経済の再生、国と地方の財政の健全化の両立を目指すということで、おそらく5カ年の計画になると思ひますけれども、そのための計画を作ることを昨年の消費税の延期を総理が発表されたときに公表されたのですけれども、これに取り組むことが大きな課題になってございませぬ。

そうした中でも、この公共サービスの改革を国、地方ともに進めていくことは重要な柱になると考えております。極めて重要な分野であると認識をしております。

一方で、お聞き及びかもしれませぬけれども、内閣官房、内閣府の肥大化を見直すべしという議論が、近年、長らくございませぬ。

これを受けまして、与党で昨年からは検討されてきたのですけれども、その取りまとめが行われまして、与党の取りまとめを受けて、先日、1月27日に内閣官房、内閣府の業務の見直しにつきまして、閣議決定がなされました。

この決定に沿いまして、今後、通常国会に関連法案を提出していく運びになるわけでありませぬけれども、これに伴いまして、当委員会につきましては、平成28年、来年の4月に総務省に移管する方針となっております。現在、関係省と調整をしている状況でございます。

申し上げるまでもないことですが、当委員会は公共サービス改革法に基づいて、

透明性、中立性、公正性をきちんと担保するための第三者機関ということで、法律上の明確な位置づけをもって設置をされたものでございます。

したがって、私ども内閣府といたしましては、移管をされた後も引き続き当委員会が果たしてこられた機能が十分に発揮されるように、委員会の権限、また、市川事務局長以下の事務局の体制を維持いたしまして、その体制に万全を期してまいりたいと考えております。

そのような状況でございまして、御心配をおかけすることもあるかと思いますけれども、委員の皆様方におかれましては、今後とも公共サービス改革の推進のために引き続きお力添えをいただきますようお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございます。

○樫谷委員長 松山事務次官、ありがとうございました。

なお、松山事務次官におかれましては、所用のため、ここで御退席されます。

○松山事務次官 今申し上げたことで、御懸念、御意見等がもしございましたら、伺っておきたいと思っております。

○樫谷委員長 いかがでしょうか。今の松山事務次官のお言葉を踏まえて、御質問、御意見がございましたら、お願いします。

○松山事務次官 委員長、委員長代理ももしありましたら、お願いします。

○樫谷委員長 基本的に、委員会のやること、中身は変わらないということですね。

○松山事務次官 そうです。

今回、内閣府の事務で10の事務を各省に移管することが閣議決定されておまして、総務省に移管する事務が一番多いのですけれども、この公共サービス改革以外にも、例えば、統計委員会の仕事ですとか、情報公開審査会、この2つも含まれているのですけれども、そのような事務を総務省に今後は御担当いただくということですが、これまでの機能が十分に発揮されないと困ることは当然でありますので、それぞれの機関について必要な措置を同時に講じていきたいと考えております。

○樫谷委員長 総務省といっても、いろいろなところが合併したところですが、どこがメインの所管になるのでしょうか。特に決まっていないのですか。

○松山事務次官 これから法案を準備する過程でさらに相談していきますけれども、最も関係のあるセクションとしては、大臣官房はもちろんですけれども、行政管理部局などが関係としては強いと思っております。

○樫谷委員長 地方創生もあるので、総務省の中でもいわゆる旧自治省の部分もあるのかなと思ったのですけれども、それは違うということですか。

○松山事務次官 おっしゃるとおり、自治行政局なども、当然、仕事の中身にはかかわってきますけれども、これから具体的に詰めていくことになると思っております。

○樫谷委員長 ありがとうございました。

よろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。

○松山事務次官 引き続き、ぜひよろしく願いいたします。

失礼します。

(松山事務次官退室)

○樫谷委員長 本日の審議に入りたいと思います。

議題は、議事次第のとおりでありますけれども、議題5及び6につきましては、本委員会運営規則第5条の規定に基づきまして、会議を非公開とし、後日、議事要旨を公開することとしたいと思います。

まず、実施要項(案)について御審議いただきたいと思います。本件につきましては、事業主体からの報告に基づきまして、入札監理小委員会で審議を行っていただきました。

2件の実施要項(案)につきましては、石堂主査から御報告をお願いしたいと思います。

○石堂委員 私のほうから、御説明させていただきたいと思います。

まず、1つ目が「(独)国民生活センター PIO-NET2015に係る運用等支援業務一式」でございます。

PIO-NETというシステムでございますけれども、1984年、昭和59年から運用しているということでございまして、国の消費者行政がだんだん強化されるにつれて、関係する端末も増えている状況でございまして、いわゆる消費者センターと各自治体の消費者相談窓口にある端末が繋がっているということでございます。

今回、実施要項の一番最後に一覧表がついておりまして、総計では1,000以上の組織、3,000台以上の端末という形になっております。

消費者庁でこのPIO-NETの刷新を検討してまいりまして、2015年に国民生活センターでPIO-NETの最適化計画を作っております。それに基づいて、次期PIO-NETということで、今、準備が進められておりまして、資料1-1にございますように、平成28年10月から民間競争入札による業務を実施するというところで、市場化テストに入ってくるということでございます。

資料1-1をご覧くださいと思いますけれども、まず、これは基本的にヘルプデスクの業務でございまして、その運用なり引き継ぎにつきまして、実施要項の記載内容がどうしても次期の業務が主たるものとなっていたことに対しまして、小委員会の中では、現行でどのようになっているかという情報も要りますということで、その旨を明記していただくようにということがありました。

もう一つ、「2. 現行SLA資料について」についても、SLAの提案についてより高いレベルのものということにはわかるのですが、現行のSLAを確認した上で業者の提案を受けたほうがいいのかということで、現在のSLAの内容を応札希望者に開示できないかという議論がございました。

この1点目、2点目につきましては、実施要項の15ページに載っております。記載内容としては非常に簡略になっておりますけれども、これによりまして現在の状況を知るこ

とができるように措置をしたということでございます。

「3. 従来の実施状況に関する情報の開示について」につきましては、今回の調達でヘルプデスク業務にどのような変化があるのかということをも明記してほしいということが1点ございました。

ただ、国民生活センターでは、ヘルプデスクの業務実態については、そんなに大きな変化はないと見ているということでもございました。

もう一つ、実施要項の中に相応の業務知識が必要であるという書き方がされていますが、抽象的であるということがございました。

これは、国民生活センターのお話といたしましては、ほとんどの質問をヘルプデスクで回答していただくことが前提になっているので、やはり業務知識が要るということでもございました。

それにつきましては、どんな業務知識が必要かということと、その業務知識を応札しようとする業者が得ようとしたら、どうしたらいいのかということについて、実施要項23ページ、25ページに若干記載をしていただいたということでもございます。国民生活センターが貸与する資料として、このようなものを用意しますというところまで書き込んでいただいたということでもございます。

資料1-1の「3. 意見招請及びパブリックコメントによる対応について」でもございますが、裏面にありますように、20件の意見が提出されました。

その中で、3点、1つには入札参加資格の範囲の拡大というものと、平均応答率の軽減、また、業務運用施設の設置場所の条件削除を行いまして、いずれも応札しようとする業者に対して緩和する措置になっております。

まず、最初の入札資格要件の範囲でもございますけれども、ISO9001という品質マネジメントシステムに関する要件を削除いたしました。

これにつきましては、この要件自体が、いろいろな他の資格と併合になったり、改正になったりということで複雑な経緯をたどっているようでございまして、業者としては敬遠したいということで、これを削除ということでもあります。

2番目に、平均応答率の軽減ということで、95%から90%ということなのですが、基本的に先ほども申し上げましたように、ヘルプデスクに入ってきた質問に対して10分以内に回答することを前提にしておりますので、全ての質問件数に対して10分以内に回答できた率がどのくらいかということで、従前は95%という感じで提案しておったのですけれども、これを5%下げるとということでもございます。

これは、時期によって非常に繁忙があることも考慮いたしまして、若干緩和するという趣旨でございます。

3番目の本件業務運用施設の設置場所の条件削除でもございますけれども、これは実施要項といたしましては、国民生活センターから公共の交通機関を使って1時間半以内に到達できる場所に、受注者の業務施設を置くようにという義務を課してございました。

これは、何かあったときに、国民生活センターと業務運用施設の設置場所の間を行き来するのに便利なようにということでやってきたようなのですが、実際には、その必要性、行き来はなかったということでありまして、これは外してもいいだろうということで、設置場所については自由に選択できるようになったということでございます。

このような小委員会の意見を踏まえ、また、パブコメの内容を踏まえた実施要項の内容を改定したもので進めていきたいと思っているところでございます。

もう一件、国有林の間伐等事業でございます。

こちらは、昨年、今までの評価を行いまして、いろいろと応札業者をどのように増やしたらいいかということを検討願った結果として、今回、新たな実施要項が出てきております。

これにつきましては、今回、新たな事情として、戦後70年ということで、戦争が終わった後に植林した木が大きくなって、「伐採適期」というらしいのですけれども、伐採する時期に入ってきたことも勘案いたしまして、今までのようにただ一部の間伐することだけではなくて、かなりやり方を変える必要がある森林も出てくるということでございます。

今までの間伐、路網の整理をして切り出すことと違いまして、27年度からはかなり幅を持って、森林で適期に達したものを伐採、その後に新たな苗木を植える作業を加えていきたいということでございます。

これは、結果として背の高さの違う樹木が存在するという意味で「複層林」というようですが、そのようなものを育成していく時期に入ってきたということでございます。

また前回の事業評価を踏まえた対応ということで、1つには、アンケート等を実施していただきまして、企画提案書の簡素化といった希望、入札時期の早期化、また、公告から入札までの期間の短期化を検討して、それを織り込んだということでございます。

対応といたしましては、入札説明書の公布から入札までの期間を10日程度に短縮し、また、企画提案書の評価基準を見直すとともに、項目を整理・統合したということでございます。

また、先ほど申し上げましたように、これまで別発注しておりました、植えつけ業務、複層林へ誘導するための伐採後の地ごしらえ、苗木の植えつけ等をこの市場化テストの対象業務として追加したということでございます。

これは新たな業務の追加になりますけれども、その性質からいって、特段、入札資格要件についての応札の障壁にはならないことが確認されております。

パブリックコメントを求めましたけれども、こちらについては、特に意見は寄せられなかったということございました。

小委員会の中の議論といたしましては、先ほどの企画提案書の見直しがあったのですが、今回はやや項目の整理・統合にとどまっている感じがございまして、その事情を確認したのですけれども、事業者さんから企画提案書について簡素化の提案はあったのだけれども、具体的には何かということ聞いたのですが、明確な返答が得られなかったということで、

今回は林野庁の考えとして項目の整理にとどめた。次回は2年後になりますけれども、それまでには企画提案書の実質的な簡略化を目指して検討していただくことで、御回答を得ているところでございます。

私からの説明は、以上です。

○樫谷委員長 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、何か御意見、御質問はございますでしょうか。

清原委員、どうぞ。

○清原委員 三鷹市長、清原です。

国民生活センターのPIO-NETについて、丁寧に御審議いただき、ありがとうございました。

全国約3,000のうちの幾つかの端末を三鷹市も使わせていただいているのですが、実は消費者の問題は、最近、非常に多様化しておりまして、インターネットを使った悪質商法であるとか、催眠商法であるとか、かなりいろいろな現場のデータや、それに対してどのように対応するかといったことで、このPIO-NETが活用されています。

したがって、今回、幅広く、より質の高い事業者の皆さんにヘルプデスクを担当していただくことはと、やはり必ずしも公共団体の公務員だけではなくて、消費者センターの消費者相談員の皆さんなども使われるものでございますので、今回、提案されたような方向性が望ましいと思います。

ちなみに今回もこの資料1-2の33/98には、サービスデスクの運用時間について、「昼食時にサービスデスクが無にならないように2交代制にする」とか、かなりきめ細かく配慮されておりますし、「ファックスやメールは24時間/365日」だということが、本当に現場での信頼性を担保する上でも重要です。今回、「ヘルプデスク運用引き継ぎについて」等、きめ細かく対応されたことで、よりよい方向に行けるのではないかと感じました。

どうもありがとうございました。

○樫谷委員長 ありがとうございます。

事務局、よろしいですか。

ありがとうございます。

1-1なのですが、これは平成28年10月から業務を実施することでいいのですか。スケジュールは、27年2月からですね。このスケジュールで、1-2の12ページに「(1) スケジュール」と書いてあります。27年中旬から始まって、6月に契約締結するのだけれども、入札による業務を実施するのは28年10月からということなのですね。

1年数カ月後に業務を実施するということなのですか。いや、間違いでなければ、これでいいのです。間違いではないということですね。

○事務局 27年の10月1日からです。

○樫谷委員長 27年ですか。

○石堂委員 失礼しました。27年です。

○樫谷委員長 わかりました。多分、そうだろうなと思いました。

ありがとうございました。

そのほかに、何かございますか。

私から1件だけ、国有林の間伐等事業の中で、対応で説明書の公布から入札までの期間を10日間に短縮ということなのですが、今までは余りに短いので延ばしてほしいという意見も多かったと思うのですが、ここが短縮になったのは、どのような内容だったのでしょうか。

○石堂委員 これは、入札までの期間が長いことによって、業者さんが他の業務を受注してしまうという実情があつての調整と理解しております。

○樫谷委員長 わかりました。そのような御意見だったということで、そのようにしたということですね。

ありがとうございました。他に何かございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、ただいま御報告がありました内容について、御意見がないということで、公共サービス改革法第14条第5項の規定によりまして、付議された実施要項（案）について異存はないということにしたいと思います。

ありがとうございました。

続きまして、「空港土木施設維持修繕工事（徳島空港）における契約解除後の措置（案）について」を御審議いただきたいと思います。

本件につきましては、事業主体からの報告に基づきまして、入札監理小委員会で審議を行っていただきましたので、石堂主査から御報告をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○石堂委員 「空港土木施設維持修繕工事（徳島空港）における契約解除後の措置（案）について」でございます。

まず、事案の概要ということで、資料3に基づいて説明させていただきますが、25年4月から28年3月までということで契約をしてやってまいりました。

徳島空港の土木施設維持修繕工事につきまして、受注者でありました谷口工業株式会社が、ことしの1月5日をもって廃業、破産手続に入ったという連絡が代理人の弁護士からございました。

2番目の対応でございますが、5日以降、本工事は履行されていない、また、従業員についても解雇されているということで、現受注者の状況を総合的に判断すると、引き続き履行は望めないということでありまして、このことにつきましては、公共サービス改革法の22条1項に該当する。

裏面に法律が載っておりますので、ご覧いただきたいと思いますが、公サ法の20条の下に22条がありますが、この22条1項のニです。公共サービスを実施することができないことが明らかになったときということで、契約を解除したということでございます。

また、1ページに戻っていただきますが、解除後の措置でございますけれども、この空港土木の維持修繕という内容につきましては、空港の安全に係わることで、間断なく事業

を遂行していかなければならないという条件がございました。

また、本工事については、作業用機械等を用いる工事であって、国の職員が代わりにやるわけにはいかない事情がございまして、速やかに新たな事業者を選定する必要があるということになりました。

また裏面をご覧いただきたいと思うのですが、今、申し上げた、国自身がやることができないという関連でありますけれども、22条の第2項のところに、契約を解除したときには、市場化テストとして、官民競争入札あるいは民間競争入札をやるか、または、国の行政機関等が対象公共サービスを実施する措置、その他、公共サービスを適正かつ確実に実施を担保するための措置を講じなければならない中の、国自身はやれないということでございますので、あとは民間の業者を選定していくということでもあります。いずれにしても、入札を行うためにかなりの準備期間が要するというので、これにつきましては、右側のページにありますように、会計法の29条の3を適用いたしまして、緊急の必要があるということで随意契約を行うということで、今のところはその随意契約に基づいて事業を遂行しているということでございます。

また1ページに戻っていただきますが、1月20日付で現在の受注者との間で緊急の随意契約を行いまして、これは3月末までという契約で、今、やっていただいておりますということでもあります。

なお書きになりますけれども、4月1日には緊急随契した部分が終わりますので、その後の工事についての契約を結んでいくことになりますけれども、市場化テストの手続によりますと、どうしても3カ月くらいはかかるということで、現在、27年4月1日以降、1年間だけは一般競争入札手続に基づいて受注者を決定することとしたいということが、国交省の考え方ということでございます。

そのうえで、28年、来年の4月以降は、本来の市場化テストの流れにまた軌道に戻してやっていきたいということでございます。

ただ、本件につきましては、この谷口工業株式会社が受注したときも、実は1者応札だったということで、多数の業者があらわれる状況にない心配もございます。

それで、4月以降の1年間の一般競争入札につきましても、それがうまくいくかどうか、ちょっと懸念される部分がございますので、国交省さんでは、もしそれがだめなときには、すぐに追いかけてやれるように、指名競争入札のほうの準備もしながら様子を見ていきたいという考え方でございます。

以上、1月に従来の業者が廃業してしまったことに基づきまして、緊急の随意契約、または1年間の一般競争入札手続という、事後の措置をとっていくという内容でございます。

いずれもやむを得ない措置という感じでございますので、御了承いただければと思っております。

以上でございます。

○樫谷委員長 ありがとうございます。

ただいま御報告がありました内容につきまして、御意見、御質問がありましたら、御発言いただきたいと思ひます。

小幡委員、どうぞ。

○小幡委員 このような形の契約解除は、初めてですか。まさに公共サービス改革法に基づいて、当委員会に来ている案件では初めてではないかなと思ひのですが。もしわかれば、お願いします。

○樫谷委員長 破綻したのは初めてだけれども、何か不正があったとかというものはありましたね。

○新田参事官 破綻によるものは、今回は恐らく初めてだと思ひますが、業務が他の理由で継続できなくなって、結果的にほかの業者に引き継いだケースはございました。

○小幡委員 わかりました。

○樫谷委員長 その場合も、一旦随意契約でやってということだったのです。たしかこの手続と同じような流れだったのです。

○新田参事官 はい。

○樫谷委員長 当時、1者入札だったことが気になったということと、指名競争入札の準備をしていると、それはしないといけないのしょうけれども、それがわかっていたら、市場化テストでは入札しないのではないかと思っているのです。そのような心配も若干あるのですが、どうしても重要な事項ですので、やむを得ないかなという部分があるかと思ひます。

よろしいでしょうか。

それでは、公共サービス改革法第22条第3項の規定により付議されました、契約解除後の措置（案）につきましては、監理委員会として異存はないということにしたいと思ひます。

続きまして、「『公共サービス改革基本方針』見直しに係る意見募集への対応について」を事務局より説明をお願いしたいと思ひます。

○新田参事官 資料4に基づきまして、昨年11月に行われました、民間からの意見募集に対しまして、前回の監理委員会で提出されました意見については御説明申し上げたところでございますけれども、それに対しまして、国からの回答が各府省から集まりましたので、それについて御紹介申し上げますとともに、この中から分科会でヒアリングを行う対象の選定の候補につきまして、あわせて御説明申し上げたいと思ひます。

件数がかかなり多くございますので、少しまとめて簡潔に御説明申し上げたいと思ひております。

資料4、まず、大まかに分類をいたしまして、例えば、現場の条件でありますとか、物価の変動等に応じて契約変更をしていただきたいとか、評価の基準を見直してほしい、実績をきちんと評価をして次につなげていただきたい、あるいは、その業務期間の最適化をしてほしいといった、運用の改善に係る要望が大変数多く出されているところでございま

す。

一番左にあります番号で申し上げますと、国1、国3、国4-1、国6~12はそういった内容になっているところでございます。

これらについてそれぞれ個別に回答は申し上げているところでございますけれども、大枠といたしまして、現行の枠組みで対応済みなしは対応可能なものにつきましては、各府省に対して適切な運用を求めていくという内容になってございます。

また、データの蓄積等を通じて、さらなる改善について努めていくという内容も中に書いているところございまして、これらについては、運用の改善もございますので、できるだけ対応していきたい、あるいは、実際にうまく運用されますように進めてまいりたいという回答になっているところでございます。

国2、少し飛んで後ろのほうの地方2も同じ内容でございますが、公金債権回収に関しまして、これについては、市場化テストの対象外にすべきだという御意見でございます。

これに関しましては、地方公共団体の限られたリソースの配分の最適化などを図ることを念頭に置いて、公務員でしかできない業務のサービスの向上を進めていくところから、民間委託の課題については十分に配慮することを当然の前提とした上で、引き続き検討を進めてまいりたいという回答になっているところでございます。

また、類似といたしまして、地方5でございますけれども、労働者派遣法との関係についての、どちらかといいますと、指摘的な内容でございますけれども、これに関しまして、法解釈上、問題は特にありませんということで、説明を答えとして出している内容でございます。

2ページ目、国4-2以下でございますが、具体的に事業名を挙げて市場化テストの導入を求めているものでございまして、具体的には、国4-2と国4-3で景気ウォッチャー調査と特定サービス産業実態調査、国13でハローワーク、国14で国立病院機構、国15で国立大学、地方1で地方税と国民健康保険の延滞金の回収業務、地方3で地方公共団体におけます会計の審査事務でありますとか、出納事務について、市場化テストの対象としてほしいという内容になっているところでございます。

2ページ、3ページで、これらのうち、最初の国4-2と国4-3、景気ウォッチャー調査と特定サービス産業実態調査に関しましては、既に一般競争入札によりまして民間委託がなされているということでございまして、課題になっておりました、情報開示のさらなる進展あるいはそういった改革を行うとともに、総合評価方式の導入についても今後は検討していく、進めていくということでございますので、これについては、やっていきますという答えになっているところでございます。

国13~国15につきましては、後ほどもう少し詳しく御説明申し上げます。

少し飛ばしまして、地方1、地方税と国民健康保険料の延滞金回収に関しましては、これらの延滞金の回収は公権力の行使そのものであるということ、あるいは、それと非常に関連が深い業務で構成されているということでございますので、基本的な回答といたしま

しては、民間委託にはなじみにくいのではないかという答えになってございます。

これらの民間委託の推進に関しましては、慎重に検討していきたいという中身になっているところでございます。

地方3、会計の審査事務、出納事務につきましても、地方公共団体の中で会計管理者が設置されている趣旨からも、民間委託については困難ではないか。

ただし、補助的な業務については、民間委託は可能と考えておりますというお答えになっているところでございます。

地方4もこちらのジャンルでございますが、サービサー法によります特定金銭債権の地方公共団体の有する私債権への拡大を要望されているところございまして、これにつきましては、民間委託の推進というよりもむしろ弁護士法との関係の中で論ずべき課題であると、これにつきましても、慎重に検討してまいりたいという答えになっているところでございます。

3ページに戻っていただきまして、国5でございます。

個別の事務ではなくて、シェアードサービス化あるいは大きくくり化によって、市場化テストの対象の拡大を求めているものでございます。

これに関しましては、従来からの契約のやり方を変更するものでございまして、いろいろと課題もあるかということと、私どもとしても十分な知見を有していないところもございまして、中長期的な課題として取り組んでまいりたい、まずは論点の整理から始めていきたいと考えているところでございます。

これにつきましては、新年度に積極的に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

先ほど、少しまとめて、後で御説明申し上げますと申し上げました、国13でございます。

中身といたしましては、ハローワークの業務のうち、新卒応援ハローワーク、わかものハローワーク、マザーズハローワークのように、特定の政策目的に関して作っている、周縁的なハローワーク、通常ハローワークとは別の施設に設置されているケースが多いこともございまして、これらを民間委託に切りかえられないかという御提案でございます。

これに対する回答でございますけれども、これらの派生的なハローワークに関しまして、セーフティーネットとしてのハローワークの職業紹介窓口のあくまで一部であること、全国的なハローワーク体系のネットワークの中で運用しているものでございますので、この部分だけを一部切り出して民間に丸々任せることについては、困難であるという答えになっております。

ただし、回答の上から3つ目の○でございますけれども、「日本再興戦略」などの中で、民間とハローワーク、それぞれの「役割」と「強み」があるということでございまして、単なる「競合」とか、「排他」という関係ではなくて、「補完」の関係で相乗効果を発揮していくことがうたわれているところございまして、これらを踏まえて、民間のほうに有意義な業務を行っている分野につきましては、民間の力を借りながら一緒にやっていき

たいという中身になっているということでございます。

この件につきましては、実際に現行のハローワークがどのような形で運用されているのか、その中でどのように民間の力を使っているのかということにつきまして、まずは厚生労働省さんに整理をしていただいた上で、分科会でヒアリングを行って、その後、さらに民間に開放できる分野がないのかということについて、あわせてヒアリングをしていただければと考えているところでございます。

国14、国立病院機構の病院施設の管理につきまして、これも施設管理ということであれば、民間に委託できるのではないかとこの中身でございます。

御回答は、基本的に、国立病院機構において、例えば、警備とか、駐車場管理、清掃などの施設の維持保全の業務について、既に一般競争入札によります、包括的な外部委託化などを進めているということで、その後、一律に広げるのではなくて、それぞれの病院の状況に応じて、これらについて検討していきたいという趣旨の内容になってございます。

これに関しましても、現状、どこまで進んでいて、どのような状況にあるのかということ、厚生労働省さんで整理をしていただいた上で、この分科会でヒアリングをしていただければと考えているところでございます。

国15につきましては、国立大学法人の同じく施設管理について、民間に委託できないかという内容でございまして、これに関しましても、一部民間に出しているところでございますというお答えでございまして、これから各大学における自主的な経営の中で改善をしていきたいというお答えでございまして、これも現状について整理をしていただいたものをヒアリングさせていただいた上で、検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

非常に簡素な説明で恐縮でございますけれども、全体としては、以上でございまして、基本的には、監理委員会の対応といたしまして、回答の公表を行ってまいりますとともに、先ほど申しあげました3つの事業に関しましては、分科会でヒアリングをしていただければと考えているところでございます。

以上でございます。

○樫谷委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問はございますでしょうか。

今、施設・研修等分科会と公物管理等分科会で、5ページと6ページの3件についてヒアリングを行うということですが、川島委員、どうぞ。

○川島委員 5ページ目のハローワークのことで、一言、申し上げておきたいと思えます。

前回ぐらいですか、以前、どんな議論があったのか、なぜ、今、ハローワークが市場化テストの対象に挙がったのかといった説明の中で、私も気になったので、いろいろ調べました。

2007年当時のこの監理委員会でどんな議論がされたのか、あるいは、国会でもこれは議論になりましたので、その中ではどうであったのかということ、また、経済財政諮問会議

のもとでILO条約とハローワークとの関わりも大議論になって、結局は3つか4つぐらいに見解が分かれて、最終的には、政治的判断のもとで、いわゆる派生事業や関連事業と言われる人材銀行だとかが、その対象になったということです。

ヒアリングを行うこと自体は、私は否定しませんけれども、今回、これを積極的に市場化テストの対象とすることについては、私自身は反対をしております、時間のない中ですけれども、3点ほどその理由を申し上げたいと思います。

その前に、先ほどの御説明の中でも周縁的、派生的な業務なのだということがありましたけれども、ここはヒアリングでも結構ですが、いわゆるハローワークの本体事業なのか、それとは異なる、本当の意味での関連事業、周辺事業なのかといったところの見きわめが重要だと思っております。

私自身が調べたところでは、ハローワークと名がついているとおり、これはハローワークの本体事業そのものだと思っています。

特に、日本再興戦略の中で、職業紹介なり、力を入れるべき新卒、若者、あるいは、マザーズハローワークでいえば、ひとり親世帯だとか、まさに就職困難なところに対して、よりきめ細かく丁寧にやっというところ、ハローワークの中でもより専門化したことだと思っていますので、議論をする場合にも、派生的だとか、関連的だとか、周辺だとかということよりも、実際に何をやっているのかということを見きわめる必要があると思います。

前置きを申し上げましたけれども、その上で3点、簡潔に申し上げますと、かつての議論でILO条約との関わりの中での大議論があって、多分、その結果として、ハローワークの本体事業は対象とせずに、人材銀行ですとか、交流プラザだとか、まず、そのようなところをやってみようということになったと思います。

したがって、過去の議論経過を十分に踏まえる必要があるということが1点であります。

2点目は、やはり日本再興戦略を初めとする、政府が何をしようとしているのかといった、大きな政策の方向性との整合性について留意をする必要があると思っています。

と申しますのは、このハローワークの話は、日本再興戦略の検討に当たって、例えば、産業競争力会議の雇用分野の分科会においても、そういった議論もされましたけれども、結果としては、例えば、求人求職情報を民間に開放しよう、これは非常に画期的な話だと思いますが、民間人材ビジネスの得意分野で力を発揮してもらおうという話と、もう一つ、私が一番気になっていますのは、ハローワークの質的な向上も課題として挙がってまして、例えば、インセンティブ設計をやるとか、ハローワーク自体も、運営なり、いろいろ改めていこうという過渡期にあるのではないかと考えています。そうしたことが日本再興戦略の中でも反映されていることにも留意が必要だと思っています。

この通常国会においても、今回、対象となるような若者に対する雇用対策あるいは女性の活躍推進といったことも国が力を入れて行う、そのための法整備がこれからなされよう

としているところでありまして、その中であって、ハローワークが非常に重要な位置づけにあると考えております。

したがって、行政の誤謬という言葉がありますけれども、市場化テストの議論も重要だと思います。一方で、今、ハローワークにどういった役割があって、国としてどのような施策をこれから行っていくのかといったところに十分留意をする必要があると思っています。

3点目としては、この市場化テストを検討するに当たっては、本当の意味の関連事業、ここに厚労省も書いてありますけれども、既に再興戦略の中でキャリアコンサルティングですとか、あるいは、就職セミナーの実施ですとか、そのようなことがこれから強化されていく必要があるということにもなっていますので、むしろそちらの民間人材ビジネスの活用といった視点で、検討が進められていけばと思っています。

以上、私として気になった点ということで、一言、意見を申し上げさせていただきました。

○樫谷委員長 どうもありがとうございました。

貴重な意見をいただいたので、何か事務局からございますか。

○新田参事官 まさに今、川島委員から御指摘をいただきましたとおり、とりあえず民間から提案がございましたので、これらのハローワークについて、実際にどのように運用されているのか、全体的なハローワークの位置づけの中でどのような位置づけになっているのかというところの確認でありますとか、あるいは、民間との強みをそれぞれ生かして、双方ウィン・ウィンで事業を進めていきたいと思いますと言っている、現状の実態のあたりをしっかりと確認させていただいた上で、その民間をさらに活用する方法があるのか、ないのかといったことについてヒアリングをしていただければと考えておりますので、まさに先生がおっしゃいましたとおりの趣旨で、今後、検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○樫谷委員長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

○川島委員 結構です。

○樫谷委員長 ほかのところでも結構でございますが、何かございますか。

引頭委員、どうぞ。

○引頭委員 2点ありまして、1点は、シェアードサービスについてです。

個別で取り組むよりも、国全体という視点で実施したら効率的になるのではないかとこの御意見があったと思いますが、実は分科会でも、同様の意見があり、可能であれば是非検討ということでしたので、来年度、ぜひ検討を深める形でお願いしたいと思います。これが1点目です。

2点目ですが、国1の受託した調査事業で仕様書上の調査対象の数が大きく変わってしまった、その変更に見合ったお金がもらえなかったという話がありました。質問は、そも

そもこれは公共サービス改革法に基づいた契約のことをおっしゃっているのかどうかというのを整理させていただきたいということと、もう一つ、これに簡単に応じてしまっているのかという点です。もともとそうしたリスクも含めて契約しているというケースもあると思うのです。

ここではインフレスライドの話も記載されていますが、それとはまた全然話が違ってしまうと思います。業者さんの意見として、いろいろな要素が少し混ざって記載されており、これを整理せずに検討するのは反対です。焦点が少し分散している印象であり、やはり個別の内容について整理しながら対応を考えるべきではないかと思いました。

以上です。

○樫谷委員長 ありがとうございます。

2件について、事務局からお願いします。

○新田参事官 これもおっしゃいますとおり、大きく2つの論点がかかれておられると思います。

前半の部分の仕様書上の調査対象数と実際の調査対象数に乖離があることに関して、契約変更を行わないことに関連いたしましては、正直に申し上げると、かなり問題がある契約の仕方だという気がいたします。

要は、仕様書で定められた条件と違う条件で仕事をしろと言っているわけですから、これはかなり問題があるのではないかと。

この件に関しましては、特に統計調査などの場合は、サンプル数などが実際にやってみると変わってくるが大いにあるようでございますので、それらについてあらかじめ実施要項の中で変更の基準などを明記しておくことが望ましいだろうということもございまして、そうしたことを制度の現状のところと措置の対応のところの前半の部分について、書かせていただいているところでございます。

後半のインフレスライドに関しましては、答えのところはなお書き以降でございまして、役務については、なかなか難しいことも含めて、今後、課題があるという認識でございましてという答えになっている形でございますが、もう少しわかりやすく書き分けたほうがよいということですか。

○引頭委員 仕事量が増えた場合、それについて全て国が負担しなければならないのかという点も少し考えなければいけないと思っています。おっしゃるとおり、統計調査の場合はサンプル数が変わることが必然であるとすれば、そのようなリスクも織り込んで契約を考える必要があります。場合によっては、サンプル数が減り受託者の負担が減ることもあるわけです。

業者の方々としては、減ったときには、経費も削減され儲かることになると思いますが、多分ですが、契約を減額変更してくださいとは多分おっしゃらないと思うのです。想定よりも業務量が増えた時にだけ、つまり儲かっていないときだけ、何とか考えてほしいという話になっている可能性もゼロではないのではと思います。契約におけるリスクの取り方

を少し考えるべきではないかということなのです。

数量スライドでやると、幾らお金があっても足りないのではないかという心配もございます。ですので、杓子定規ではなく、丁寧に契約の質といいますか、内容について考えていきたいと思います。実際、安い価格で受注して赤字になってしまっているという業務もあるかと思いますが、それは落札した業者のリスクとしてやっているという側面もあると思うのです。

契約の種類が言われたことだけやればよいという請負のようなものなのか、創意工夫が発揮できるような種類のものなのかも大いに変わってくるところがあると思います。そうしたことも含めてここは少し落ちついて考えるべきではないかという意見です。

○樫谷委員長 ありがとうございます。

その乖離の理由というのですか、よろしいでしょうか。

○新田参事官 こちらの答えの言葉が足りなかったところがございますけれども、決して契約変更の条件などをあらかじめ決めておくというのは、向こうの言いなりで変えますという趣旨ではなくて、このような条件であれば、変更について協議しますとか、そのようなやり方もありますので、そのようなところも含めて考えていきたいというほかに、もう少しここは丁寧に答えるようにしたいと思います。

○樫谷委員長 よろしいでしょうか。

シェアードサービスについては、次の事業年度でどうですか。

○新田参事官 そのようにしたいと思います。

○樫谷委員長 よろしいでしょうか。

ありがとうございます。その他に何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、「公共サービス改革基本方針」見直しに係る意見募集への対応に関しましては、ハローワーク関連業務、国立病院機構の病院施設の施設管理業務及び国立大学法人の大学施設の施設管理業務について、公物管理等分科会及び施設・研修等分科会で公開ヒアリングを実施する、その他の案件につきましては、各府省等の回答をホームページで掲載することとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○樫谷委員長 ありがとうございます。

また、ハローワーク関連事業については、第148回監理委員会において、業務フロー・コスト分析を実施した、人材銀行事業をヒアリング対象として既に選定しておりますので、あわせて御議論いただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○樫谷委員長 ありがとうございました。

御了承いただいた内容で、引き続き進めていただきたいと思います。

以上をもちまして、本日の公開審議は終了となりますので、傍聴者の方は御退席いただ

きたいと思います。

(傍聴者退席)